

令和7年度
第9回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和7年12月25日（木）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第9回総会 議事録

令和7年12月25日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

報告第6号 「地域計画」に係る意見報告について

日程第5 農地の賃借料情報の提供について

<出席委員>

(農業委員：16名)

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 (欠席)

8番 佐野 正実

9番 岩田 健司

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 (欠席)

16番 (欠席)

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：16名)

1番 木村 光男	2番 伊藤 末雄
3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏
5番 重松 健三	6番 柴山 守男
7番 木全 博	8番 浅井 孝義
9番 安田 正雄	10番 立山 克生
11番 (欠席)	12番 後藤 充治
13番 梶田 政弘	14番 森 義光
15番 市川 隆久	16番 大宮 憲治
17番 川井 達朗	

<欠席委員>

(農業委員：3名)

7番 近藤 篤誼	15番 浅野 富士男
16番 星野 幸代	

(農地利用最適化推進委員：1名)

11番 青山 豊

<事務局>

事務局長 古田 雅巳	専任課長 角田 篤彦
課長補佐 坂野 誠	加藤 勝明

<農業振興課>

課長 浅井 覚	専任課長 村瀬 昌宏
主査 渡辺 志保	主事 野々村 光

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第9回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第9回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中16名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。19番 江寄正雄委員さん、1番 酒井敏夫委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外の案件につきまして説明をお願いいたします。

【野々村主事】

それでは、資料第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。着座にて失礼します。

本議案は、2025年8月16日から2025年11月14日までに各事業計画者から申し出のありました、除外7件の農用地利用計画の変更について記載しています。なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。

資料の見方ですが、1枚めくっていただきますと、見開きで上には申出者や位置図が、下には詳細図が記載してあります。

地図上の緑色は農用地区域内農地、ピンク色は除外の申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。各申出地につきましては、いずれも周辺の土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。

それでは、個々の説明に移ります。1番から3番、分家住宅です。1番は浅野、2番は木曾川町黒田、3番は開明での分家の計画で、各申出者は他に代わる土地はありません。申出の理由としては、家財道具が増え現在の借家では手狭になってきた、共働きで子育ての援助が必要であるため家族宅の近くに居住する必要が生じたなどの理由により申出地に分家住宅の建築を計画しました。4番は幼稚園です。一宮市内に年少以上の障がい児及び医療ケア児の受け入れが可能な保育所や幼稚園がないため、幼稚園の設立を計画しました。5番は流通業務施設です。現在、複数の工場で生産された商品をそれぞれ直接配送先へ輸送しており、効率の悪い状態です。この状態を改善するため流通業務施設（物流倉庫）の建築を計画しました。6番は流通業務施設です。現在、一宮市内の営業所で流通業務施設を運営していますが、取扱量が増え手狭となっており、新たに取引先を増やすこともできない状況です。この状況を改善するため、業務効率を考慮し流通業務施設（物流倉庫）の拡張移転を計画しました。7番は資材置場です。現資材置場には解体現場からの資材が山積みになることもあり、危険で効率の悪い状態です。この状態を改善するため資材置場の増設を計画しました。

以上、2025年11月締切の除外申出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

【該当地区委員】 [意見なし]

【熊澤議長】

次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

〈市農業振興課職員 退室〉

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。

まず、議案第1号 78番につきましては、江寄正雄委員さんが関係する案件となります。「一宮市農業委員会総会会議規則」第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますのでよろしくをお願いします。

〈江寄正雄委員 退席〉

【熊澤議長】

事務局、議案第1号 78番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第1号 78番についてご説明申し上げます。

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、3ページをご覧ください。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。78番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可1件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号 78番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<江寄正雄委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の1ページをご覧ください。引き続き、議案第1号についてご説明申し上げます。申請内容は、先ほどご審議いただきました78番を除き、所有権移転6件です。

詳細は、2ページから3ページをご覧ください。2ページの72番、73番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。74番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。75番から3ページの77番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可6件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

ませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。

詳細は、5ページをご覧ください。9番につきましては、自己用住宅として利用されるものです。10番につきましては、店舗として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の6ページをご覧ください。議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転12件、賃借権設定3件、使用貸借権設定12件です。

詳細は、7ページから12ページとなります。7ページの201番から10ページの216番につきましては、分家住宅を建築するものです。

以上、16件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

217番から11ページの221番につきましては、駐車場、222番から224番につきましては、駐車場兼資材置場、225番につきましては、資材置場、12ページの226番につきましては、通路、227番につきましては、太陽光発電設備として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

223番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可27件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の13ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。

本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。今月の申請は、1件です。

詳細は、14ページをご覧ください。5番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の15ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、16ページをご覧ください。1番から8番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
 - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
 - ・報告第6号「地域計画に係る意見報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ページの所有権移転17件、賃借権設定1件、使用貸借権設定3件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、10ページと追加資料2の2件です。11ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、12ページの5件です。13ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、14ページの2件です。15ページをご覧ください。報告第6号について、ご説明申し上げます。本案は、「地域計画」に係る意見報告です。令和7年11月28日の農業委員会総会で、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案を決定いただき、市へ提出いたしました。市は、農業委員会から提出された変更素案を基に、地域計画を変更し、再度、農業委員会に意見聴取がなされましたが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一であったため、会長専決にて「意見なし」として回答したものの報告です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

次に、日程第5「農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

お手元の資料「農地の賃借料情報の提供について」をご覧ください。

農業委員会による 農地の賃借料情報の提供につきましては、一宮市において、令和7年中に締結・公告された、農地の賃貸借における賃借料の水準を公

表するものです。これは「農地法の一部を改正する法律」が、平成21年12月15日に施行されたことに伴い、標準小作料制度が廃止され、これに代わるものとして農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになったものです。このため、農地法第52条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃貸借された、実勢の賃借料を集計して情報提供を行い、賃借料を決定する際の参考としていただくものです。したがって、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はありません。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で賃借料を決定していただくこととなります。

今回の公表は、令和7年1月から12月までに締結・公告された賃貸借における、10アール当たりの年額の賃貸借水準です。

1番「田・水稻」の部をご覧ください。上段が令和7年、下段の括弧書きが昨年、令和6年の賃借料水準となります。令和7年は一宮市全域で平均額：

1,800円、最高額：3,000円、最低額：1,000円、データ数は25件です。なお、昨年の「田・水稻」の部につきましては、賃借権のデータ数が2件と少なかったため、水準値をとることができず、公表値はなしとなっております。

2番「畑」の部をご覧ください。令和7年は一宮市全域で平均額：

1,000円、最高額：1,000円、最低額：1,000円、データ数は6件です。この賃借料情報につきましては、令和8年1月10日より、農業委員会窓口及び市ウェブサイトにて公表いたします。

「農地の賃借料情報の提供について」の報告は以上です。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より報告がありました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第9回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時30分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 江寄 正雄

署名者 酒井 敏夫